

令和5年度 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

No	取組内容	令和5年度の目標	目標達成のための手順	
1	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	初診時の予診の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・初診（予約外を含む）患者の問診やトリアージについて、医師事務作業補助者や看護師による役割を拡大する取組の推進 ・ひまわりビレッジにおける看護師・放射線技師・クラークの連携と役割発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・①JTAS(救急外来患者緊急度判定：トリアージ)研修の受講を推奨しスキルアップにつなげる。 ・②トリアージの振り返り・フィードバック・共有を図る。 ・③トリアージについて、必要に応じて問診票の見直し、評価を行う。 ・ひまわりビレッジ運用マニュアルの評価、修正を行う。
		入院の説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・入院センターの効果的・効率的な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抽出し、解決に向けた取組を行う。 ・データを基に効率的な運用体制を構築する。
		服薬指導	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師外来の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・泌尿器科等により薬剤師外来を継続し、業務負担軽減に資する。
		静脈採血等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・化学療法に関する知識・実践能力の向上を図る。 ・静脈注射レベル3認定看護師の増員。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学療法委員会、がん化学療法認定看護師を中心に抗がん剤投与の運用基準、マニュアルの評価、修正を行う。 ・育成計画に沿って静脈注射レベル3認定看護師を7人育成する。 ・医療行為の有資格者を配置し、医師の医療行為の業務負担軽減を目指す。
		検査手順の説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外来患者への検査手順説明職員の配置による役割分担の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査説明室の看護師、医療事務職員連携を強化し、効果的な患者説明に向けて取り組む。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医師事務作業補助者の配置体制及び人員の拡充(25対1の補助体制加算の維持) 	<ul style="list-style-type: none"> ・MA管理室で医師事務作業補助者の効果的な配置を調整する。 ・ハローワーク等を活用する、待遇改善を検討するなど、引き続き、安定した人材確保に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行為研修1名の育成 ・特定看護師の活用 		<ul style="list-style-type: none"> ・特定行為研修を組み込んでいるクリティカルケア認定看護師教育課程に看護職員を1名派遣し、クリティカルケアに関連する3区分の特定行為研修の修了を組織的に支援する。 ・診療部との連携のもと、特定行為活用推進委員会で特定行為研修修了看護師の活用のあり方を検討し、特定行為研修（B課程）修了看護師の院内教育体制を整備する。 ・同委員会で既存の特定行為に係る手順書の見直しを行い、また、新規の特定行為に係る手順書を策定する。 ・同委員会で特定行為の実績を管理し、特定行為実施に係る問題を抽出し、課題の改善に取り組む。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・助産師外来の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師と連携し、ハイリスクも含めた妊婦の健康管理や保健指導、相談、分娩の管理に関する業務を継続的に取り組む。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携の推進により、初診時の効率的かつ効果的な診察の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅、退院、転院調整支援の強化、紹介率・逆紹介率の向上、開業医訪問の強化等、積極的な地域医療連携に取り組む。 ・緊急受診の応需率の増を図るため、より応需しやすい環境づくりに取り組む。 ・地域医療連携の会の開催による顔の見える関係を構築する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・院外処方せんの疑義照会業務を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」を継続し、院外薬局との連携により業務負担の軽減を図る。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の病棟配置拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤部の業務改善や人員確保に努め、段階的に病棟への薬剤師配置を拡大し、処方支援、服薬指導等を行う。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師・臨床工学士・放射線技師の適正配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の適正な人員配置ができるよう、増員要求や、人員確保に努める。 ・PCPSや土曜透析、各種手術等に適正な人員を配置できるよう、臨床工学士の増員要求や人員確保に努める。 ・緊急のMRI、Angio等に対応できる様に放射線技師の増員要求に努める。 		
2	勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取組の強化 ・外部当直の導入と安定的な継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・外部当直医の派遣を医局へ依頼する。 	
3	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取組の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・勤怠管理を行い、在院時間を把握する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 	
4	予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取組の強化 ・当直ラインの再検討 ・勤務翌日の休業 ・救急科の病棟（一般床）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・当直ラインの数を統合・縮小し、当直回数を減らす。 ・散在している救急科の入院患者を少数の病棟（一般床）に絞り、医師の回診や診療に伴う負担が軽減できるよう、調整に努める。 	
5	当直翌日の業務内容に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当直明け医師の負担軽減に関するルール化 ・複数主治医制の積極的導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・当直の必要度が高い内科において、業務の平準化を図り、負担が軽減できるよう、翌朝の体制が整いやすい効率化に向けたルールの運用を継続する。 ・複数主治医制で、当直明けに休みやすい環境を作る。 	
6	交替勤務制・複数主治医制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・救急科、小児科、新生児内科等で実施している交替勤務体制の確実な確保 ・複数主治医制の積極的導入 ・変則勤務の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・夜間帯の勤務医について、外部応援医師の確実に確保するとともに、コンサルテーションの強化を図る。 ・複数主治医制で、当直明けに休みやすい環境を作る。 ・遅番、土曜番勤務の推進を図る。 ・勤務時間のバリエーションを増やし、効率的な人員調整を行う。 	
7	育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の啓発に努め、利用を促進 ・育児短時間勤務制度、部分休業制度を活用し、育児休業中医師の早期復職支援を推進 ・育児短時間勤務の医師を外来診療、検査に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員子育て応援ガイドブック」を活用し、出産前後の各種制度利用について周知を行う。 ・出産後の医師に育児短時間勤務制度、部分休業について説明し、可能な範囲での復帰を促す。 ・育児短時間勤務医師を外来診療、検査に活用する。 	